

平成30年度 対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成30年 7月24日 (火) 午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (10人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	6番 小宮貞司
7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史	9番 太田深雪
10番 阿比留なみ恵	11番 波田裕一郎	12番 松村英二
14番 初村重政		

4. 欠席委員 (2人)

4番 畑島孝吉 13番 早田茂

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 対馬市農地利用最適化推進委員の委嘱について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄 司 智 文

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長

安 藤 智 教

中対馬振興部地域振興課係長

牧 山 隆 広

上対馬振興部地域振興課参事兼係長

國 分 茂 徳

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

総会の案内を致しましたところ、お忙しい中、また、暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。7月9日の梅雨明け以来、雨が降らず大変暑い日が続いております。どうかお身体にはご注意をしていただきたく存じております。本日の総会は、第5回目の総会となります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成30年度、対馬市農業委員会第5回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は12名、本日の出席者は10名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、9番の太田深雪委員、10番の阿比留なみ恵委員をお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は4件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き願います。議案第13号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに畑1筆を売買するものであります。なお、経営面積は17,636平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに田1筆を使用貸借するものであります。なお、経営面積は3,915平米でございます。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに田2筆を使用貸借するものであります。なお、経営面積は3,915平米でございます。

議案書の2ページ、3ページをお開き下さい。

番号4は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに畑13筆を贈与

するものであります。なお、経営面積は13,629平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1から番号4につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

どうも皆様お早うございます。7番黒瀬でございます。

議案第13号、番号1番について、調査結果を報告致します。申請の理由は、農地の売買による所有権移転でございます。譲渡し人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりでございます。調査は7月19日、3時半過ぎから農林しいたけ課、安藤係長と伴に現地調査を行いました。また、翌20日には譲受人からの聞き取り調査にご協力をいただきました。

申請地は、〇〇より徒歩で5から6分のところに位置をしております。もと〇〇、現在の〇〇でございますが、その進入路口を挟んで向かい側であります。売買の理由と致しましては、譲渡人が平成26年に相続を受けましたが、〇〇市在住のため後継者として農業を引き継ぐことが出来ず、また、実質的な管理者が不在のまま放置されたため、荒廃農地となっております。このような状況から、譲受人の経営規模拡大希望と重なり、今回の売買に至ったと聞き及んでおります。売買契約につきましては、7月の1日に既に締結をされ、土地の引き渡し、並びに権利の移転につきましては、本案件の許可有り次第となっております。譲受人の経営状況でございますが、現在、〇〇町〇〇にて議案書記載の面積にて水稻並びに野菜を作付けしておられます。また、〇〇会社、〇〇の代表者として、林業を営む兼業農家でもございます。翌日の聞き取り調査により、申請地の取得後の利用計画についてお伺いをしましたところ、観光農園的な野菜、花、果樹等の作付けを予定を致してあるという事でございます。何分面積的にも広いため、全体の利用計画については許可後、少し時間をかけまして営農計画を立てたいとの事でございます。私共が調査に出向いた時には、重機によりところどころ整地をされている模様で、安藤係長と少し心配をしておりましたけれども、後日の申請人との聞き取り調査の内容で安堵した次第でございます。その内容でございますが、農地内に存在する竹林の根が畑内に広がるのを絶つため、整備をされているとの事でございます。具体的な内容を拝見した後、現地を見直してみますと以前の畑としての様相も見えて感じられる整備であることに実感した次第でございます。このような申請人に対する聞き取り調査の内容を考慮致しますと、周辺地域との関係につきましては、また、その周辺環境にも配慮し耕作するとの事であるため、特に問題は無いと感じ得たところでございます。以上、本件の申請は、許可相当と判断をいたしましたので、委員各位の更なるご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願いします。

(6番 委員挙手)

6番 小宮貞司委員

議案第13号の2番について補足説明をさせていただきます。7月の17日、午前10時から、上対馬振興部担当の國分係長さんと借受け人であります〇〇さん、そして私の3人で現地を確認をしました。譲受人の〇〇さんは地区で若い担い手でありまして、昨年まではこの田んぼは他の人が借り受けて作ってあったんですが、病気のため、今病院からホームの方に移られて、ホームで生活されて、もう作付けが出来ないという事でありまして、そういう関係で、〇〇さんとその〇〇さんが合意に達して、今年から〇〇さんが作付けをされております。何ら問題は無いと思われましますので、よろしくお願い致します。

議 長

つづきまして、番号3について補足説明をお願いします。

(6番 委員挙手)

6番 小宮貞司委員

番号3についての補足説明をします。同じく7月17日、上対馬の担当の國分さんと、借り手の〇〇さん、そして私の3人で現地を確認をしました。貸し出し人である〇〇さんも、昨年暮れから体調を崩されて、もう今年作付けが出来ないという事で〇〇さんに委託をされ、〇〇さんが今年から作っておられます。〇〇さんは新規就農者でありまして、まだ面積が足りないという事で、この賃借契約の方で面積を拡大しておられます。何ら問題は無いと思いましますので、よろしくお願い致します。終わります。

議 長

つづきまして、番号4について補足説明をお願いします。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

13号の4の説明を致します。実は去る7月20日金曜日、午前8時40分から農林水産課の〇〇さん、譲渡人である〇〇さん、私の3人が立会のもと、2ページに記載してあります一番上の〇〇町〇〇字〇〇〇〇番の畑333㎡から一番下の字〇〇〇〇番の畑476㎡の9筆及び、次のページをお開き下さい、3ページの〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番〇〇の畑309㎡から、同じく一番下〇〇の〇〇番〇〇の畑449㎡までの4筆の現場視察及び確認を致しました。今回の場合は、祖父から孫へと譲渡されるものでございまして、特別問題は無いと思われましますので、よろしくご審議ご承認方をお願い申し上げます。以上です。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

質疑等が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第13号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号3につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号4につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第14号「対馬市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き願います。議案第14号、「対馬市農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明致します。5月1日より1名欠員でありました、農地利用最適化推進委員につきまして、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、〇〇町地区を限定し平成30年6月15日から7月10日まで募集を実施した結果、1名の応募がありました。農業委員会等に関する法律第17条の規定により、「農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」となっておりますので提案するものであります。住所、氏名は〇〇町〇〇〇〇番地、〇〇さんでございます。応募届出書を5ページ、6ページに添付しておりますのでご参照願います。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。ご意見、質疑等ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第14号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。議案第14号は、原案のとおり委嘱することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。委員の皆様無いように御座いますので事務局長。

(事務局長挙手)

事務局長

質疑が無いようにありますので、私の方から報告をさせていただきます。

現在欠員となっております農業委員2名の募集を、平成30年7月13日から8月7日まで、対馬地区全域を対象に実施しております。推薦、応募の届出書の入手は、市のホームページからダウンロードするか、農林・しいたけ課、中対馬、上対馬の地域振興課で入手できます。何かお問い合わせ等があった場合には、よろしくお願いを致します。ご不明な点が有れば、農業委員会事務局までに連絡をください。よろしくお願ひ致します。以上でございます。

議 長

他にご意見ご質問がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第5回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。